

# 就労支援

就労を希望される方

ハローワーク武生（武生公共職業安定所）には、障がい者専門の係（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳が必要）があり、求人求職の相談受付から就職後のアフターケアまで行います。また、障がい者の就労支援関係機関とも連携しながら雇用の促進と職業の安定を図るための支援を行います。  
 問合せ先…ハローワーク武生（武生公共職業安定所）  
 ☎22-4078 FAX 22-8830

知的障害者  
 職親制度

○事業経営を行い、知的障がい者の更生援護に熱意を持っている職親に知的障がい者を預け、生活指導および技能習得訓練を行うことにより就職に必要な素地を与えるとともに、雇用の促進を高めるものです。  
 対象者…15歳以上の知的障がい者  
 申請方法…療育手帳、印鑑  
 問合せ先…市社会福祉課 ⑨番窓口

障がい者の雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障がい者を常用労働者として雇用することが義務付けられています。

機 関 等		法定雇用率	法定雇用率が適用される機関等の規模
民間企業	一般の民間企業	2.5%	常用労働者数40人以上の企業
	特殊法人等	2.8%	常用労働者数38.5人以上の特殊法人及び独立行政法人
国、地方公共団体		2.8%	職員数38.5人以上の機関
ただし、都道府県等の教育委員会		2.7%	職員数40人以上の機関

なお、重度障がい者、短時間労働者のカウントについては下記表のとおりです。

週所定労働時間	30時間以上		
	20時間以上 30時間未満	10時間以上 <sup>(※1)</sup> 20時間未満	
身体障害者	1	0.5	—
重度身体障害者	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度知的障害者	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 <sup>(※2)</sup>	0.5

※1) 令和6年4月より週の所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者については1人を0.5人とカウントする。

※2) 精神障害者である短時間労働者は、雇入れの日からの期間等にかかわらず、当間の間1人をもって1人と見なす。